5　小山村鑓水村大沢村野論裁許絵図　天和三年五月十八日（一六八三）

【読み下し文】

武州柚木領鑓水村・大沢村・上柚木村・下柚木村・松木村と同国柚井領小山村野論の事、双方対決の上、度々糺明せしむるの処の地、本は鑓水村・大沢村と相聞え候得共、鑓水村・大沢村地内に小山村の田畑之れ在りて、跡々従り年貢出し来り候儀紛れ無く、鑓水村・大沢村の者も、其の段歴然の由之れ申し、村境と雖も分明の為、田畑入り組み之れ有る上は、馬草入相之れ苅るべし。然りと雖も、向後互いに新発・新林等一切停止たるべく、後証の為、絵図裏判加え、双方え下し置きの条、違失すべからざる者也。

天和三亥年五月十八日　　半兵衛印

六右衛門印

隠岐印

伯耆印

上方御使に就き加判無し

備前